

浅口市都市計画税条例を廃止する条例

令和8年3月27日

条例第4号

(浅口市都市計画税条例の廃止)

第1条 浅口市都市計画税条例(平成18年浅口市条例第52号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(浅口市税条例の一部改正)

2 浅口市税条例(平成18年浅口市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第67条第3項中「(次条第4項の規定によって都市計画税を併せて徴収する場
合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)」を削る。

第68条第4項を削る。

第69条中「及び都市計画税額」を削る。